

中東知的財産ニュースレター Vol. 111

◆ 目次

1. 主要トピック

イラク

- ・ 商標に関わる公定手数料の引上げ
- ・ イラク国内のクルド人自治区について独立の商標登録が必要に

ヨルダン

- ・ ヨルダン税関による模倣品と密輸品の押収

クウェート

- ・ 複数の当局が模倣品に対するエンフォースメントを強化

パキスタン

- ・ パキスタン知的財産機構がデジタル・トランスフォーメーション構想を発表

サウジアラビア

- ・ 個人による特許出願の伸びは引き続き堅調
- ・ SAIP が税関用の模倣品対策プラットフォームを構築中

トルコ

- ・ 営業秘密法案に関する意見公募

アラブ首長国連邦 (UAE)

- ・ 2026 年第 1 四半期には 13,000 超のウェブサイトが著作権侵害により閉鎖

イエメン

- ・ 複数の当局が模倣品の洗剤を製造していた工場から製品を押収

2. 他のトピック

文末を参照

◆ ニュース

1. 主要トピック

イラク

・商標に関わる公定手数料の引上げ¹

イラク経済閣僚理事会(Iraqi Ministerial Council for Economy)は2026年決定第26038号(Decision No. 26038 of 2026)を公布し、1957年法律第21号(Law No. 21 of 1957)に基づき商標関連の各種サービスに適用される公定手数料の引上げに踏み切った。

この決定は2026年3月30日付のイラク共和国官報(Al-Waqai' Al-Iraqiya)第4863号によって公布され、公布日をもって法的効力を発生している。ただし、バグダッドの商標局はまだ、改定料金の適用と徴収が実際に開始される日を発表していない。

料金改定に関係する行政手続が完了した場合、新たな料金体系は商標の審査や登録の維持に関わる費用全体に影響を及ぼすものと思われるため、イラクにおいて商標の出願、更新、譲渡、その他の登録を予定している権利者は、今後の展開を注意深く見守るべきである。

サービス内容	旧料金 (IQD)	新料金 (IQD)	米ドル換算 概算値 (旧料金)	米ドル換算 概算値 (新料金)	日本円換算 概算値 (旧料金)	日本円換算 概算値 (新料金)
出願	200,000	300,000	\$153	\$229	¥21,900	¥32,700
公開	200,000	300,000	\$153	\$229	¥21,900	¥32,700
登録	250,000	350,000	\$191	\$267	¥27,300	¥38,200
更新	250,000	350,000	\$191	\$267	¥27,300	¥38,200
譲渡	250,000	350,000	\$191	\$267	¥27,300	¥38,200
名称/住所の変更	200,000	300,000	\$153	\$229	¥21,900	¥32,700

*IQD：イラク・ディナール

上の表は、代表的な商標関連サービスに適用される主要な公定手数料をまとめたものである。依頼するサービスの性質によっては追加手数料が適用されることがある。

・イラク国内のクルド人自治区について独立の商標登録が必要に²

クルディスタン商標局(Kurdistan Trademark Directorate)は、以前はバグダッド商標局への登録に基づいて行われていた商標の妥当性確認および登録を今後は行わないと発表した。

クルディスタン地域政府(Kurdistan Regional Government)によれば、バグダッドの連邦当局がクルディスタン(クルド人自治区)の商標登録を処理することについて懸念が生じたため、両者の相

¹ <https://www.jahcoip.com/news/ip-jurisdictional-updates-in-iraq-baghdad-kurdistan-and-sierra-leone/>

² <https://www.jahcoip.com/news/ip-jurisdictional-updates-in-iraq-baghdad-kurdistan-and-sierra-leone/>

互利益に基づいて今回の決定が採択されたという。この措置は、既存の商標登録の登録証明と係属中の出願の両方に適用される。

その結果、クルド人自治区での保護を求める商標権者は、クルディスタン商標局への登録手続を別途行わなければならなくなった。この手続では、新規の商標出願が当該地域において行使可能な権利を確立するまでに、出願前調査、出願、公告、登録という段階を踏む必要がある。

これまでバグダッド商標局への登録に基づいてクルド人自治区での保護を取得してきた権利者にとって、今回の決定は手続面での重大な変化を意味するものである。

ヨルダン

・ヨルダン税関による模倣品と密輸品の押収³

ヨルダン税関は、国内市場での流通を意図して持ち込まれる密輸品および模倣品を摘発するため、数回のエンフォースメント措置を実施したと報告している。

税関の調査によって押収された物品の中には、およそ 31,000 点に及ぶ模倣品の衣類を始めとして、大量のディーゼル燃料、タバコ製品、アルコール飲料等が含まれており、いずれも巧妙な密輸手法によって隠蔽されていた。税関当局の成果はこれだけではなく、クイーン・エリア国際空港（Queen Alia International Airport）で実施された別の取締りでも、麻薬の輸入を阻止することに成功している。

これらのエンフォースメント措置は、ヨルダン関税局内に設置されたエンフォースメント機関である密輸対策局（Anti-Smuggling Directorate）が、税関情報局（Customs Intelligence Directorate）その他の関係当局と協力して実施したものである。

今回のヨルダン税関の報告は、違法な取引の取締りによって国内市場を守ろうとするヨルダン税関の持続的な努力を強調するものであった。商標権者の立場から見れば、模倣アパレル製品の大量押収によって、商標侵害や非正規品の流通経路への侵入を阻止するためのエンフォースメント活動がたゆみなく続けられていることが実証されたわけである。

クウェート

・複数の当局が模倣品に対するエンフォースメントを強化⁴

報道によれば、クウェートの複数の当局が、模倣品販売を対象とした組織的なエンフォースメント活動の一環として、小売施設 8 か所を閉鎖したという。

³ <https://www.jordannews.jo/Section-109/News/Jordan-Customs-Department-Seizes-Major-Smuggling-Quantities-Confirms-Readiness-51087>

⁴ <https://www.arabtimesonline.com/news/kuwait-shuts-down-8-stores-in-counterfeit-goods-crackdown/>

関係するエンフォースメント当局の協力を得て今回の捜査を実施したのは商工省（Ministry of Commerce and Industry）で、その成果として模倣品が押収され、違法な商業活動に従事していると認定された事業者が営業停止処分となった。

当局の発表によれば、今回の組織的なエンフォースメントは、市場監視の厳格化、商業詐欺の取締り、知的財産エンフォースメントの強化を目指すクウェートの大規模な取組の一環だという。

今回の成果発表は、国内市場に出回る模倣品に対するエンフォースメント活動が持続的に行われていることを示すだけでなく、商標侵害品からの消費者および権利者の保護に当局が強い関心を寄せている現状を窺わせるものである。

パキスタン

・パキスタン知的財産機構がデジタル・トランスフォーメーション構想を発表⁵

パキスタン知的財産機構（Intellectual Property Organization of Pakistan；以下「IPO パキスタン」という）は、6 か月間のデジタル・トランスフォーメーション計画を発表した。その目的は、パキスタンの商標・特許・著作権行政の現代化を図ることである。

IPO パキスタンによれば、このデジタル・トランスフォーメーション構想によって自動化の拡大、人工知能ツールの活用、デジタルサービスの拡充が実現され、それにより審査の効率性が向上し、手続の遅滞が緩和され、知的財産制度全体の透明性が向上するはずだという。

デジタル改革の一環として、訴状処理のためのオンライン・プラットフォームがすでに開設されており、権利者はこのプラットフォームを通じて訴状の電子提出を行い、リモート・モニタリングによって訴訟の進捗状況を見守ることが可能になっている。IPO パキスタンはさらに、商工会議所を統合してエンフォースメント関連の委員会に編入したと示唆している。

上記のデジタル・トランスフォーメーション構想は、知的財産行政の現代化とデジタル技術を通じた知財サービスの利用性向上を図るパキスタンの広範な取組を示すものである。

サウジアラビア

・個人による特許出願の伸びは引き続き堅調⁶

サウジアラビア知的財産総局（Saudi Authority for Intellectual Property；SAIP）は、個人発明家による特許出願活動が 2025 年を通じて大幅に成長していると報告した。

SAIP が発行した最新の統計レポートによれば、個人による特許出願件数は前年比で 102%増加しており、2024 年には 2,007 件だった出願件数が 2025 年には 3,942 件に達しているという。また、サウジアラビアへの直接特許出願の件数も 59%増加している。出願手続の簡素化、デジタルサービ

⁵ <https://tribune.com.pk/story/2607970/ipo-launches-digital-transformation-drive>

⁶ <https://www.arabnews.com/node/2642418/saudi-arabia>

スの強化、知的財産権に関する意識の高まりなどが増加の原因となっている、と当局は考察している。

また、外国の出願人からの出願も従来の水準を保っており、自社の知的資産の保護を望むサウジアラビア企業からの出願も増加している、と当局のレポートは強調している。

発表された統計の数値から窺えるのは、国家としての広範な経済改革構想に基づき自国のイノベーション・エコシステムの強化と知識集約型経済の発展支援を目指すサウジアラビアの一貫した取組である。

・ SAIP が税関用の模倣品対策プラットフォームを構築中⁷

模倣が疑われる商品を取めた貨物が発見された場合に備えて税関当局と商標権者/代理人の協力を促進するため、サウジアラビア知的財産総局（SAIP）は、「タハカク」（Tahaqak⁸）と呼ばれるデジタル・エンフォースメント・プラットフォームを導入する準備を進めている。このプラットフォームにアクセスできる地域は、サウジアラビア国内に限定されている。

現在提案されているシステムの下では、権利者が商標を電子登録しておけば、登録商標の侵害が疑われる商品を税関が発見した時点で通知の交付を受けることができる。このプラットフォームが電子文書（出荷書類、商品画像等）による証拠の確認を支援することにより、商標権者が侵害被疑商品をリモートで評価することが可能になるものと期待されている。

当局が提案する枠組みの注目すべき特徴は、一定の条件が満たされている場合、検証プロセスの期間を通じて輸入業者が侵害被疑商品の所有権を留保できることである。また、検証に先立って、正式な評価結果が出るまで問題の商品の頒布または販売が行われることはない旨の保証が交付される。

今後はプラットフォームの実装に取り掛かるが、商標の数と港湾税関を限定した試行段階を経て広域展開していく予定だと SAIP は述べている。移行期間中は既存のエンフォースメント枠組みと並行して新たなプラットフォームを稼働させ、最終的には新プラットフォームに一本化することになっている。

上記の新プラットフォーム構想は、模倣品の取締りに関わる広範なエンフォースメント手続の現代化とエンフォースメント機関－権利者間の協力関係の強化を図るべくサウジアラビアが推進中の取組の一環である。

トルコ

・ 営業秘密法案に関する意見公募⁹

⁷ <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=afc5dc94-dc27-488f-9135-c480eb2f86da>

⁸ <https://tahaqak-frontend-eservices.saip.gov.sa/>

⁹ <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=9d115aa8-469e-41de-89b6-acacd7c181b4>

過日トルコ貿易省（Ministry of Trade）が公開した法案は、営業秘密保護に特化した独立型の法的枠組みの確立を目指している。このような法的枠組みの導入は、同国で初の試みである。この法案に関する意見や見解の公募期間は 2026 年 5 月 15 日までとなっていた。

同法案によって、営業秘密・営業秘密保有者・侵害者・侵害品といった用語の制定法上の定義が初めて明示され、秘密の事業情報の入手、使用または開示が適法である場合と違法である場合の線引きが明確に規定されることになる。さらに、営業秘密の侵害があった場合の民事上の救済、暫定的差止命令、損害賠償および刑事上の制裁も、同法により規定される。

同法案の枠組みの下で特定の情報が「営業秘密」として認められるのは、当該情報が秘密であり、その秘密性ゆえに商業的価値が生じる情報であって、かつ、情報所有者が講じた妥当な手段によって当該情報が保護されている場合に限られる。それゆえ企業は、当該情報の秘密性を保護する手段（契約による保護、アクセス制限、サーバーセキュリティ上の手段、組織内のコンプライアンス手順等）の存在を立証する必要がある。

同法案は、EU 営業秘密指令（EU Trade Secrets Directive）と TRIPS 協定（TRIPS Agreement）から多くの要素を取り入れており、トルコにおける商業的秘情報保護を強化することを意図している。この法案が法律として施行された場合、トルコで営業する企業は自社の秘密保持契約や情報がバナンスに関する社内方針、営業秘密保護戦略の見直しを迫られるかもしれない。

アラブ首長国連邦（UAE）

・ 2026 年第 1 四半期には 13,000 超のウェブサイトが著作権侵害により閉鎖¹⁰

2026 年第 1 四半期に著作権侵害によりブロックされたウェブサイトの数が 13,667 サイトに達していたことを UAE 経済・観光省（UAE Ministry of Economy and Tourism）が発表した。

同省のエンフォースメント活動は、InstaBlock（人工知能を用いてデジタル・コンテンツを監視し、侵害報告をリアルタイムで処理する権利保護手法）の構想に基づいて実行されたものである。InstaBlock 計画は、政府の関係機関と民間の利害関係者（報道部門、放送部門、エンターテインメント部門の関係者）の協力により実施されている。

関係当局はラマダンの期間中にエンフォースメント活動が実質的に増加したことを報告しており、ウェブサイトの即時ブロック件数は過去数年と比較して大幅に増加しているという。2025 年 2 月に InstaBlock 構想が始動して以来、合計 47,667 の侵害ウェブサイトがブロックされたとの報告がある。

当局の組織的なエンフォースメント活動には、著作権保護の対象となるコンテンツにアクセスする際に認可された公式チャンネルを利用するよう消費者に促すことを目的とした啓発活動が含まれている。

¹⁰ <https://www.arnnewscentre.ae/en/news/uae/uae-blocks-13667-pirate-websites-for-copyright-infringement/>

こうした現状は、自国内で拡大するデジタル経済の中で、著作権に関わるデジタル・エンフォースメントの強化、権利者の支援、創造的コンテンツの保護を UAE が引き続き重視しているという事実を明瞭に示すものである。

イエメン

・複数の当局が模倣品の洗剤を製造していた工場から製品を押収¹¹

不正な商標を表示した模倣品の消費財の製造に対し、イエメンの複数の当局がエンフォースメント措置を実施した。

現地の報道によれば、経済産業投資省 (Ministry of Economy, Industry and Investment) の調査チームが、「イエメン標準化・計量・品質管理機構」 (Yemeni Authority for Standardization, Metrology and Quality Control) および内閣事務局傘下の「産業・商業検察」 (Industry and Commerce Prosecution) との協働により、ある工場の押収を行った。この工場では、国際的な商標を模した偽造商標を表示した模倣品の洗剤を製造していたと言われている。

報道によれば、関係当局は市場監視活動によって模倣品の洗剤が流通していることを発見し、侵害品の出所を突き止めたのだという。当局の職員たちは検察官の指示に従って行動し、施設の差押えと閉鎖を行い、施設内で発見された製品を没収した。

当局の活動の成果として、ボディソープ、シャンプー、洗濯用洗剤が大量に押収されただけでなく、定評あるブランドの商品に見せかけるために使用されたと思しき商標ラベルも押収された。この事件は管轄の検察当局に送致され、さらなる法的手続に付されることとなった。

今回のエンフォースメント活動は、イエメンでは国内市場での商標侵害や模倣品取引を取り締まるために各方面の当局がたゆまず努力していることを示すものである。

2. 他のトピック

湾岸協力会議 (GCC)

- ・「同一区分に属するすべての商品/役務を対象とする」アプローチの説明

<https://www.mondaq.com/trademark/1778216/clarifying-the-all-goodsservices-in-the-class-approach> (2026 年 4 月 27 日)

イラク

- ・イラクが排水処理技術に関する国内特許を発表

<https://ina.iq/en/local/48278-iraq-announces-patent-for-wastewater-treatment-technology.html> (2026 年 5 月 1 日)

¹¹ <https://www.saba.ye/en/news3704625.htm>

クウェート

- ・ 知的財産関連サービスの急成長によりクウェートが 669 万クウェート・ディナールの収益を実現

<https://kuwaittimes.com/article/43524/kuwait/other-news/kuwait-generates-kd-669m-from-rapid-growth-in-intellectual-property-services/> (2026 年 5 月 11 日)

レバノン

- ・ レバノン経済省とトリポリ商工会議所が知的財産に関する協力協定に署名

<https://www.mtv.com.lb/en/news/Local/1697703/economy-ministry--tripoli-chamber-sign-intellectual-property-cooperation-agreement> (2026 年 5 月 21 日)

オマーン

- ・ 「世界知的財産の日」を祝うオマーン

<https://www.gdnonline.com/Details/1392892/Oman-marks-World-Intellectual-Property-Day> (2026 年 4 月 27 日)

- ・ オマーン議会の下院に当たる諮問会議（Shura Council）の議員団がイノベーション支援に知的財産が果たす役割を協議

<https://timesofoman.com/article/172057-shura-councils-team-discusses-role-of-intellectual-property-in-supporting-innovation> (2026 年 5 月 20 日)

パキスタン

- ・ 米国の「知的財産の保護およびエンフォースメントに関する監視国リスト」にパキスタンが残留

<https://propakistani.pk/2026/05/01/pakistan-remains-on-us-intellectual-property-protection-and-enforcement-watch-list/> (2026 年 5 月 1 日)

- ・ マネーロンダリングと著作権侵害の容疑で 2 人を逮捕

<https://www.dawn.com/news/1998284/two-arrested-for-money-laundering-copyright-violations> (2026 年 5 月 7 日)

- ・ パキスタン最大の多国籍企業団体「海外投資家商工会議所」（Overseas Investors Chamber of Commerce and Industry ; OICCI）の公開情報によれば知財侵害によりパキスタンが被る損害は年間 30 億ドル超

<https://www.brecorder.com/news/40421137/ip-violations-costing-pakistan-over-3bn-annually-reveals-oicci-survey> (2026 年 5 月 14 日)

カタール

- ・ ドーハ（Doha）で開催された国際ブックフェアにおいてカタール商工省（MoCI）が知的財産保護の強化を力説

<https://www.qatar-tribune.com/article/234348/business/moci-highlights-stronger-intellectual-property-protection-at-doha-international-book-fair> (2026 年 5 月 15 日)

- ・ カタール-WIPO の関係と世界的な知財ガバナンスの進化

<https://thepeninsulaqatar.com/opinion/19/05/2026/qatars-engagement-with-wipo-and-the-evolution-of-global-intellectual-property-governance> (2026 年 5 月 19 日)

サウジアラビア

- ・ サウジアラビアがスポーツ部門での知財意識の向上を支援するキャンペーンを実施

<https://www.arabnews.com/node/2641372/amp> (2026 年 4 月 26 日)

- ・ 知的財産の所有は中小企業の価値を 65%底上げすると官僚筋が発言

<https://www.arabnews.com/node/2641427/amp> (2026 年 4 月 27 日)

トルコ

- ・ トルコの地理的表示を EU に登録する動きが加速

<https://www.hurriyetdailynews.com/eu-registration-of-turkish-geographical-indications-accelerates-221527> (2026 年 4 月 27 日)

- ・ 不正競争行為の主張によって特許権の行使を制限することは可能か？

<https://www.mondaq.com/turkey/patent/1788296/can-the-exercise-of-patent-rights-be-limited-by-allegations-of-unfair-competition> (2026 年 5 月 18 日)

アラブ首長国連邦 (UAE)

- ・ 非営利の才能育成・支援団体「Emirates Association for the Talents」が「アラブ知的財産の日」(Arab Intellectual Property Day)を祝う記念行事

<https://www.wam.ae/en/article/c03y674-emirates-association-for-talents-marks-arab> (2026 年 5 月 8 日)

- ・ 買収前に徹底的な調査を：UAE における M&A を知的財産の面から考察

<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=1d8d5eec-ee8a-4fb9-a655-60a2f53fa148> (2026 年 5 月 11 日)

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 111

[著者]

Saba Intellectual Property



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2026年6月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Saba Intellectual Property が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。